

## 6 総合考察

インクルーシブ教育システムは、障害のある子どもと障害のない子どもが「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを提供すること」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会報告（以下「中教審初中分科会報告書」と記述する。))を目指すものである。その中で、鍵となる概念である「合理的配慮」の定義を、改めて引用する。

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」(中教審初中分科会報告書)

また、この「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係については次のように説明されている。

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。(中教審初中分科会報告書)

本研究成果報告書は、この「合理的配慮」、またその基盤となる「基礎的環境整備」の概念について理解を深めるために、現状において小・中学校で行われている障害のある子どもの教育実践から参考となる事例を採り上げ、各項目に関する取組についての整理を試みたものである。中教審初中分科会報告書においては、合理的配慮の観点障害種毎に例示されている。本研究成果報告書もその構造に従い、障害種毎に事例の収集を行った。また、中教審初中分科会報告書では、これらの観点が並列的に示されているが、研究スタッフが実地調査を重ねながら具体的な事例に基づいて合理的配慮を整理する中で、合理的配慮の概念を構造的に考える必要性が検討された。この考察では、その構造を意識しながら論を進めていきたい。

## 1. 事例に挙げられた取組の整理

ここでは、各事例に挙げられた取組を（１）合理的配慮、（２）合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備、の順に概観し、その概念の理解を深める。また、この２つを構造的に貫く重要な概念として、（３）専門性の共有と継続、に関する取組を概観したい。

### （１）合理的配慮

#### ①障害のない児童生徒と同じ学習環境で共に学ぶことへの取組

本報告書では、合理的配慮が何もなされていない状態では、障害のない児童生徒と共に学習や生活をするのが難しいと思われる障害のある児童生徒が、合理的配慮があることによって同じ学習環境で共に学ぶことが可能になっている事例が挙げられている。肢体不自由の事例では、エレベーターなどの施設整備や支援機器の活用、健康への配慮によって、また、病弱・身体虚弱の事例では、健康への配慮、紫外線フィルムの整備によって、共に学ぶ環境が整えられていた。視覚障害、聴覚障害の事例においても、障害特性に対応した情報保障があることによって、交流及び共同学習を活用するなどして、同じ学習環境で共に学ぶことが可能になっていた。

一方、通常の学級に在籍している発達障害のある児童生徒については、現時点で物理的には「同じ場」を共にしているが、何も配慮がない状態では、学習が成立しない状態や心理的・社会的な疎外を招き、障害のない児童生徒と同じ学習環境が保障されているとは言い難い。特別支援教育制度に転換されて以降、通常の学級における発達障害のある児童生徒については小・中学校等の学校現場における理解が進んできているが、LD、ADHD、高機能自閉症の事例からは、「共に学ぶ」ための合理的配慮の必要性が強調されている。

なお、「共に学ぶ」にあたって、安全・安心の保障が必須であることは言うまでもない。今回の合理的配慮の観点に災害時等への対応が示されており、障害のある児童生徒を含めた学校的全児童生徒の安全を守る学校体制づくりが求められよう。

障害のある児童生徒が、同じ年齢の障害のない友達との学校生活や学習経験をすることが当たり前のこととして行われる状況が、「他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保」（中教審初中分科会報告書）することの具現化である、という認識が必要であろう。合理的配慮はその要となる概念であると言える。

#### ②学習の質の保障

同じ学習環境で共に学ぶことへの取組において考慮が必要なのは、そこで行われる学習の質を保障することである。これは「教育的ニーズに的確に応える指導」（中教審初中分科会報告書）を行うために必要な合理的配慮といえるであろう。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の事例では、対象児童生徒の成績が学年で上位にある児童生徒の事例が報告された。障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒と同様の学習内容を習得するために、どのような合理的配慮が必要なのか。これらは、上記の３事例の中で、合理的配慮の観点項目の

中でも特に「学習内容の変更・調整」「情報・コミュニケーション及び教材の配慮」等の中で、詳細に記載されている。これらの合理的配慮が整えられなければ、3名の対象児童生徒は、持てる力を発揮して学ぶことは困難であったであろう。「他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保」（中教審初中分科会報告書）という文言に照らし、障害のある児童生徒の学習の質を保障するための合理的配慮について、認識を深める必要があると考える。

事例報告で記載された、学習内容の変更・調整および指導上の工夫等について、障害種毎にその要点をまとめておきたい。

視覚障害のある場合は、学習環境・学習方法、学習を進めるにあたっての工夫、テスト作成上・実施上の工夫、評価の方法などの点で、手元を明るくし教材の文字のポイント数を大きくしたり拡大教科書を使用したりすること、視覚障害を補うために触覚を有効に活用すること、テスト用紙の紙質や実施時間の配慮、理科や技術などの実験や実技では安全確保をすることなど、できるだけ他の生徒と同様の学習内容を習得することができるような配慮や工夫が必要となる。

聴覚障害のある場合は、通常の学級では、教員の音声が届く FM 補聴システム等による情報保障、教科書で使用される新出語句で聞き取りにくい音を含む語句の特別な指導、「歌」等の学習における子どもがコントロールできる範囲を考慮した評価、教科指導の際に児童生徒の聞こえを考慮し教師が明瞭な声・音量で話すこと、などがある。さらに、児童生徒の聞こえにくいことに対する情報保障と、聞こえていることを前提として作成された教科書の単元について指導法の工夫を行うこと、音楽の鑑賞等における評価内容の配慮が必要となる。

これらの感覚障害の場合では、合理的配慮として障害の特性に対応した情報保障が欠かせない。聴覚障害や視覚障害を有していても、障害のない児童生徒と同等の学習環境になるように、学習内容の変更・調整と指導法を工夫することが特徴として挙げられる。

肢体不自由がある児童生徒の場合では、運動障害によって意思を表現したり操作をしたりという出力が困難になる部分についての学習内容や方法の変更・調整が大きなポイントとなる。パソコン等の支援機器を活用してコミュニケーションや筆記を行うこと、美術の制作・辞書を引く・調理実習など操作が必要な場面の代替方法の検討、パソコンで用いる教材の準備や事前の入力補助、移動や様々な生活場面で時間を要することへの配慮等が必要となる。

さらに、肢体不自由、病弱・身体虚弱のある児童生徒の場合で、健康への配慮が必要なケースでは、健康面へのケアを含めた日課の調整や、学習時間が限られる場合の学習内容の精選、等が大きな課題となる。

発達障害の児童生徒については、①でも述べたように、通常の学級に在籍しているが、障害特性や認知特性を踏まえた合理的配慮を行うことで、他の児童生徒と同様に必要な情報にアクセスし、学習活動を進めていくことが可能になると考えられる。事例では、通常

の学級担任による障害特性や認知特性をふまえた実践が行われていた。例えば、セルフコントロールが苦手なLDやADHDのある児童生徒に対しては机間指導を行い、個別に学習の進め方の手がかり（情報を整理するための手がかり）を示していた。また、不注意のため全体への指示だけでは伝わりにくいADHDの生徒には、段階的に指示の仕方を変えて内容が確実に伝わるようにしていた。抽象的な思考が苦手な高機能自閉症の事例では、教材の場面や状況をイメージさせるために具体物を使ったり、書くための手がかりとして板書と同じ内容のプリントをノートに張ったりするなどの工夫も行われていた。

知的障害がある場合の事例（知的障害、知的障害を伴う自閉症、知的障害を伴う肢体不自由）では、支援を受けながらの通常の学級における学び（交流及び共同学習）による、対象児童生徒の学習面、社会性の面での成長が報告されている。知的障害がある場合に適切な学習内容の変更・調整をどのように考えるのか、については、共に学ぶということ、学習目標の設定や評価との関連においてどのようにとらえるか、という点をふまえながら、今後、実践研究や検討を行う中で整理することが必要と考える。

以上、通常の学級において障害のある子どもが学習する際の、学習の質の保障について概観してきたが、これらに関連して多くの事例（知的障害、知的障害を伴う自閉症、肢体不自由、LD、ADHD、高機能自閉症）から報告されているのが、通常の学級の教員の専門性と質の高い授業が合理的配慮を提供する基盤となっていることである。事例に挙げられた多くの学校で、「わかる授業づくり」や「学習のユニバーサルデザイン」に関する研修や研究などの取組が行われていたことは特筆しておきたい（このことについては、また後ほど触れる）。

## （2）合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備

基礎的環境整備については、「合理的配慮の充実を図るうえで基礎的環境整備の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある」（中教審初中分科会報告書）と述べられている。また、「基礎的環境整備を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが必要である」（中教審初中分科会報告書）とある。本研究における報告事例から、ここでは、①学校設置者である市町村教育委員会等が行う基礎的環境整備、及び、②学校内における基礎的環境整備に分けて整理したい。

### ①学校設置者である市町村教育委員会等が行う基礎的環境整備

報告事例では、教育委員会等が行う基礎的環境整備には、現行制度に基づくものと学校設置者の施策等による様々な工夫が挙げられた。独自の施策の工夫の例としては、公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいて定数で配置される特別支援学級の担任に加えて、特別支援教育支援員を配置することが挙げられる。特別支援教

育支援員については地方交付税の積算内容に盛り込まれているが、実際の使い方については学校設置者の判断である、として実地調査の状況を解釈している。

各事例報告に見られる設置者の判断としての基礎的環境整備のその他の取組としては、玄関スロープなどの施設設備の整備（肢体不自由）、次年度の通級指導教室担当教員の養成（聴覚障害）、マイスター教員制度（高機能自閉症）などがある。ある特定の障害種の児童生徒に特化した内容もあれば、すべての障害種に共通に関わる基礎的環境整備もあろう。

「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図る必要がある」（中教審初中分科会報告書）ことが各自治体には求められているが、同時に「体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある」（中教審初中分科会報告書）とも述べられている。既存の制度や現状での基礎的環境整備をもう一度見直す中で、現行制度を有効に活用する方法を検討することもあわせて必要であらう。このことは、次に述べる学校内における基礎的環境整備の充実と大きく関連する。

## ②学校内における基礎的環境整備

学校内の基礎的環境整備については、報告事例において最も多様な記述が見られた項目である。校内の支援体制づくりの工夫、教職員間での児童生徒に関する情報共有の仕組み、通常の学級の教員を支える仕組み、わかる授業やユニバーサルデザインに関連した校内研修や授業研究、障害についての啓発的な取組、校長のリーダーシップによる専門性向上の取組、交流及び共同学習の充実、教育相談・生徒指導の工夫、校内の学習環境の整備、等々、様々な取組が紹介された。

合理的配慮の参考となる事例として取り上げた小・中学校の多くにおいて、児童生徒の状況に応じた校内の基礎的環境整備が様々に工夫されていた。ここでは「当初は特定の児童生徒への合理的配慮として行われていた取組が、学校の中で日常的に当たり前のものとして行われるようになったり他の児童生徒の学習にも資するものという認識が高まったりして基礎的環境整備へと変わっていったケース」や、「基礎的環境整備が充実することで、合理的配慮の重要性への意識や障害のない児童生徒の個々の教育的ニーズへの意識が高まったケース」などが報告されており、合理的配慮と基礎的環境整備についての相互的、有機的関連性があることをうかがわせる。また、参考となる多くの事例では、これらの校内の基礎的環境整備が、教職員の日々の絶え間ない工夫と努力によって維持され、さらなる充実が図られていることを、それぞれの学校に訪問して現場の空気を感じた研究者の立場から付け加えておきたい。

### （3）専門性の共有と継続

合理的配慮、及び合理的配慮が提供される基盤としての基礎的環境整備を概観したが、その両方に関連する「専門性」の概念について、ここで焦点化して論ずる。インクルーシブ教育システムの一つ目の鍵となる概念である「同じ場で共に学ぶこと」（中教審初中分科

会報告書)は、前述した合理的配慮と基礎的環境整備によって追及される。二つ目の鍵となる概念である「個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを提供すること」(中教審初中分科会報告書)には、多様で柔軟な学びの場の整備と、それぞれの学びの場における児童生徒に必要な専門性を共有する仕組み、及び、専門性の提供を継続する仕組みが欠かせない。報告事例において、工夫や課題として挙げられた事項を、①各学校における柔軟で多様な学びの場と専門性の共有の仕組み、②地域において継続的に専門性を提供する仕組み、の二点で整理する。

#### ①小・中学校における多様で柔軟な学びの場と専門性の共有の仕組み

報告事例からは、各学校において、個の教育的ニーズに応じた柔軟で多様な学びの場の整備と、そこで専門性を共有する仕組みに関連した様々な工夫が挙げられた。児童生徒の教育的ニーズを検討したうえでの学習の場(通常の学級・通級指導教室・特別支援学級等の組み合わせ)の設定(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、知的障害を伴う自閉症等)、教育的ニーズに応じた在籍の変更(聴覚障害、肢体不自由)、通級指導教室と通常の学級における指導の連動(ADHD)、安心できる場としての特別支援学級の役割(知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱)等である。また、柔軟で多様な学びの場の整備と専門性の共有に関連した課題として、教科の補充指導を積極的に行うことの必要性(高機能自閉症)、自立活動の設定の重要性(視覚障害、聴覚障害)、等が挙げられていた。

これらの多くの事例において重要性が認識されていたのは、個別の指導計画の作成とその活用である。個別の指導計画については、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた、専門性に基づく指導や支援を関係者が共有するツールとして、適切な作成と活用を充実させるための方策が必要であろう。「合理的配慮は、個別に必要なものである」(中教審初中分科会報告書)という定義を担保していくうえでは、特別支援教育の中で育んできた個別の指導計画や個別の教育支援計画の役割や機能を、合理的配慮の定義で再確認し、小・中学校における活用をさらに推進することが必要であろう。このことは、インクルーシブ教育システム構築にあたって重要な点であると考えられる。

#### ②地域において継続的に専門性を提供する仕組み

小・中学校では対応しきれない障害に関する高度な専門性が、地域資源から継続的に提供される工夫については、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の事例で紹介されている。ここでは、地域における様々な専門家による支援チームによる取組(肢体不自由)、特別支援学校のセンター的機能の活用(視覚障害、肢体不自由)、移行期における継続的な支援(視覚障害、肢体不自由)が紹介された。また、課題として、地域における支援システム構築の必要性(聴覚障害)が挙げられている。児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するためには、学級や学校内に有する専門性のみでの解決は困難である場合が多い。障害のある児

児童やその家族が安心できる一貫した支援を充実させるためにも、地域において専門的な支援が継続して提供される仕組みづくりが、インクルーシブ教育システム構築には急務であると思われる。

## 2. 今後の研究に向けての議論と課題

以上、本考察で事例に挙げられた取組を整理した。本報告書は「合理的配慮として具体的にどのようなことを行えばよいのか」、「合理的配慮の基盤となる基礎的環境としてどのような整備が必要なのか」、「学校や教員は、どのような方法で、障害のある児童生徒が共に学ぶために必要な専門性を共有し継続するのか」等、多くの学校現場からの問いに対する答えとして、参考となる事例を整理したものである。これによって、今後のインクルーシブ教育システム構築に向けて、目指すべき小・中学校における教育実践の方向性がおぼろげながらも見え、イメージができるようになったのではないだろうか。

事例を参考にする際に考慮すべき点は、実地調査の段階では、これらの学校において、合理的配慮、及び、基礎的環境整備といった用語は、実際に使用されていない、ということである。合理的配慮と基礎的環境整備は、平成24年7月の中教審初中分科会報告書で初めて示された新しい概念であるため、今後も引き続き実践・検討を深めながら、学校教育に関わる者、教育行政に関わる者、保護者・本人、研究者との間で共通理解を図ることが肝要であると思われる。

最後に今後の研究等に向けての議論と課題に関して7点について述べる。

### (1) 小・中学校の教育に関する専門性の重要性の再認識

小・中学校の教育実践場面における合理的配慮の提供について、事例を通じた検討を進める中で再認識されたのは、小・中学校の教育に関する教員や学校の専門性が大変重要である、ということである。

本報告書で紹介した学校では、現行の制度において「合理的配慮」「基礎的環境整備」という言葉を使っていないにもかかわらず、交流及び共同学習の在り方を学校全体で考えながら学校ぐるみの体制を組んで実施することによって、障害のある児童生徒への支援のさりげない提供や、障害の有無にかかわらず個々の児童生徒のニーズへの細やかな気づきにつながっている事例が多々あった。

このことは、事例で採り上げた小・中学校において、特別支援教育の考え方や、専門的な知識・技術が浸透していることの表れではあるが、一方で、特別支援教育の専門性のみでは成し得ない成果である、ということにも注目したい。合理的配慮の参考事例としてご協力いただいた学校は、授業づくり、学級経営、教育相談、生徒指導、保護者との連携等、小・中学校の教育に関する教員や学校の専門性向上についての意識が高い学校がほとんどであった。

インクルーシブ教育システム構築にあたり、「専門性」はキーワードであるが、それは、

障害、特別支援教育、福祉、医療等に関する専門性のみを指すのではなく、小・中学校の教育における教員や学校の専門性が重要であることを意識して議論を展開する必要があると考える。

## (2) 学習のユニバーサルデザインと合理的配慮の関係性

中教審初中分科会報告書では「基礎的環境整備を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが必要である」と述べられている。今回紹介した事例の中には、学習のユニバーサルデザインに基づくわかる授業によってより多くの児童生徒の学習上のニーズに応えること、個別の配慮を提供する前にまずユニバーサルな指導方法や状況設定を検討すること等、学習のユニバーサルデザインと合理的配慮の関係性を示唆するエピソードがあった。集団での学びの場において合理的配慮を提供することも含め、「できる限り多くの児童生徒の異なる学習のニーズに応えることができる集団での学習の環境」を目指す研究を進めていくことは今後とも重要である。また同時に、障害のある児童生徒について、上記の取組の充実によっても対応することが難しい個別の教育的ニーズを焦点化し、どのような場でどのように対応するのか、という検討は確実に行われる必要がある。これらの領域ですでに多くの研究がなされている諸外国の研究を参考にしながら、日本の教育制度のもとでの、事例を積み上げた研究と理論を構築する研究が望まれる。

ユニバーサルデザインに関連した話題として、近年、バリアフリーコンフリクト、という概念が生じている。これは、例えば点字ブロックによって車いすの走行が妨げられるなど、多様な障害特性の配慮が同一場面等にあることによって特定の人にはバリアフリーとなるが、別の立場の人にとっては困難が生じてしまうことである。今後、各学校で様々な合理的配慮と基礎的環境整備が行われていく状況が予測される中、一つの学校の中で学ぶ全ての児童生徒を視野に入れた調和的な合理的配慮と基礎的環境整備のあり方について、具体的な事例に基づいたさらなる研究が必要であろう。

## (3) 知的障害がある場合の適切な合理的配慮

本報告書で取り上げた知的障害、知的障害を伴う自閉症、知的障害を伴う肢体不自由の事例等では、支援を受けながらの通常の学級における学び（交流及び共同学習）によって、対象児童生徒の学習面、社会性の面での成長が報告されていた。知的障害のある児童生徒、知的障害を伴う重複障害のある児童生徒にとって「共に学ぶこと」の重要性については、さらに広く共通理解される必要があるだろう。

交流及び共同学習において、通常の学級における適切な合理的配慮をどのように考えるのかについては、前述したように、今後も実践に基づく研究や理論的な検討が必要などころである。現段階では、さらに知的障害のある児童生徒の交流及び共同学習の実践事例を積み上げる中から、通常の学級における学習の目標設定、具体的な指導や配慮、教科や学



習活動の選択の考え方、学習評価等を具体的に整理し、学校現場への情報として提供することが求められよう。

また、個別の指導計画と、その計画に基づく教育実践や評価の分析、検討を行い、「通常の学級における学習（交流及び共同学習）において、障害のない児童生徒と共通する指導目標とその指導内容」「通常の学級における学習（交流及び共同学習）において、特別支援学級での学習では得られない成果を上げることができる指導目標とその指導内容」、「通常の学級における学習（交流及び共同学習）の中では成果が十分に挙げられず、特別支援学級での特別な学習が必要となる指導内容」等を整理することが必要である。その際、対象児童生徒の障害や教育的ニーズの状況、及び、当該小・中学校の基礎的環境整備や合理的配慮の充実の程度など、諸条件との関連性において検討することが必須であり、小・中学校における多様で柔軟な学びの場の活用もあわせて、次の展開を進めていく必要がある。

#### （４）アセスメント、学習評価、及び合理的配慮等に関するチェックリスト

今回の事例では、教育的ニーズを把握するアセスメント（LD）や学習の評価の工夫（視覚障害、肢体不自由、知的障害を伴う自閉症）が紹介された。しかしながら、アセスメントの実施とその活用、教育課程等が異なる場合の学習評価の位置づけ等については、多くの小・中学校では実施上の課題が整理されておらず、まだ手探りの状態である場合が多いと思われる。エビデンスに基づく教育実践や保護者への説明責任の観点からも、今後の検討・研究が必要な領域であろう。

また、本研究成果報告書で収集、検討した事例は、なお限定的なものにとどまっており、今後の学校における実践をふまえながら、さらに多くの事例検討を積み上げることが必要であろう。その際に、例えば、障害のある児童生徒が学校で経験する学校生活や学習活動にはどのようなものがあるか、また、どのような活動において合理的配慮が必要となるかを検討するためのチェックリストを検討・作成するなどの研究が考えられる。

すでに多くの研究がなされている諸外国の研究も参考にしながら、日本のインクルーシブ教育システム構築に寄与するツールやプロセスの検討が望まれる。

#### （５）発達障害等のある児童生徒についての通級による指導の活用

通常の学級における合理的配慮の実践において、通級による指導（通級指導教室）は重要な役割を担っている。事例では、三つの大切なポイントがあったと思われる。

一つは、通常の学級のみでの学校での対応には限界があることである。たとえば、通常の学級のみでのLDの事例では、校内で“個別指導分科会”のチームを作り、個別の指導計画を作成するなど、より生徒個々人のニーズに応じたアプローチを試みていたが、通級指導教室があれば、LDの生徒の認知特性を考慮した上での指導方針の確立など、比較的取組が用意であると考えられる。この事例は、特別支援教育のリソースの少ない学校では、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される」（中教審初中分科会報告書）とさ

れる合理的配慮が十分に提供できない可能性があることを示唆している。

二つ目は、このような課題を解決する上で、通常の学級と通級指導教室との連携協力が重要ということである。通級による指導を受けていた事例においては、①通常の学級と通級指導教室でそれぞれ指導や支援について情報交換する、②通級指導教室の教員が通常の学級担任に児童生徒の障害や特性について理解を促したり指導や支援に関してアドバイスをしたりする、③通常の学級担任と連携して個別の指導計画を作成し、実施・評価を行う、などの取組が行われていた。また、このような通級指導教室との連携協力によって、通常の学級では特別支援教育にかかわる知見をスピーディに共有でき、より充実した合理的配慮の実践が可能になると推察されている。

三つ目は、通級による指導における教科の補充指導の在り方についてである。現在、通級による指導については、障害の状態の改善または克服を目的とする「自立活動」が中心であり、特に必要があるときは「教科の補充指導」を行うことができると位置づけられている。しかし、事例の結果では、発達障害のある児童生徒の指導において、自立活動だけでなく、教科の補充指導に対するニーズが高いことや、それが効果的に機能することが示されており、教科の補充指導を「特に必要がある時に行う」ととどまらず、「より積極的に行う」と位置づける必要性もあることが示唆された。現在の通級による指導における課題や指導の効果を検証して、自立活動のみならず、教科の補充指導も積極的に実施していきけるような枠組みや環境を整えることは、今後の発達障害のある児童生徒の合理的配慮、及び基礎的環境整備の推進において欠かせない作業の一つになると思われる。

#### (6) 地域における支援システムと個別の教育支援計画の活用

本研究では、小・中学校において提供される合理的配慮に焦点をあてたが、小・中学校だけでは対応しきれない、障害に関する高度な知識や技術を要するニーズに対応するための、地域における支援システムの必要性が浮かび上がった。多様な学びの場の活用としてスクールクラスターの観点で地域の総合支援・指導力を高めていくことの検討・研究が必要であろう。

加えて、肢体不自由の事例では、教育、医療、福祉に関連する複雑なニーズのある児童生徒やその家族にとっては、家庭生活や地域生活を支える支援や、幼少期から学齢期、卒後の生活を見通した支援が必要であることがうかがえた。特別支援学校においてはすでに取り組が始まっていることではあるが、小・中学校においても、児童生徒や家族の必要に応じて、教育・医療・福祉の様々な専門家による支援チームを組んで連携を図ることや、個別の教育支援計画を作成し活用することが望まれよう。

#### (7) 事例採択の基準となった合理的配慮の4観点

本研究報告書では「合理的配慮」の事例を採り上げるにあたり、中教審初中分科会報告

書に書かれた概念を理解する努力を行ったうえで、現段階では、以下の4観点を満たしていることを確認し、本報告の事例報告として採り上げている。

- ①障害のある児童生徒について一般的に必要なとされる配慮に留まることなく、個々の子どもの実態や教育的ニーズに焦点をあてた配慮が行われていること。
- ②児童生徒の成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮について継続的に検討・修正しながら対応を行っていること。
- ③既存の制度や現状での基礎的環境整備を有効に活用し、小・中学校の設置者の予算で対応できていること。
- ④障害のある児童生徒に合理的配慮を行うことで、当該児童生徒の学習目標の実現・達成に資していること。

今後の小・中学校における合理的配慮の充実にあたり、参考にすることができる観点としてさらなる検証を行い、インクルーシブ教育システム構築の取組の進展を踏まえて見直しを図っていくことが必要であると思われる。

### 3. おわりに

インクルーシブ教育システム構築によって目指す共生社会は「誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会」（中教審初中分科会報告書）であり、「学校教育は『共生社会』の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている」（中教審初中分科会報告書）と記されている。今回の報告事例に挙げられた多くの学校において、児童生徒・教職員の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合いながら学び合いを深めている様子を目の当たりにした。学校そのものが「共生社会」であり、また、その学校から始まった「共生社会」が地域に浸透している様子もうかがえた。

本研究に携わった研究者チームにとって、基礎的環境整備の充実と合理的配慮の提供によって目指されるべき、望ましい学校のありようや児童生徒の学び合いのイメージを議論し共有できたことは、大きな収穫であった。本研究成果報告書の読者ともそれを共有し、それを教育実践における具体的な取組において活用していただくことができれば幸いである。

研究にご協力いただいた数多くの教職員や児童生徒、保護者、教育委員会、研究協力者のすべての皆様に感謝するとともに、本研究成果報告書が、今後の日本におけるインクルーシブ教育システム構築への取組に資することを願ってやまない。